

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

令和八年六月二日付け埼玉県告示第四百十六号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和八年七月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
	春日部	春日部市		「都市再開発 の方針」	令和八年七月 二十四日午後 二時から	春日部市役所 本庁舎二階二 〇二会議室